

目 次

Lesson 1 民事訴訟(民事裁判)の基本構造 ————— 1

- I 民法と民事訴訟法の関係 1
考えるべき課題 (1)／実体法適用のプロセス (1)
- II 民事訴訟の構造 3

Lesson 2 訴訟の開始 ————— 5

- I 訴えの定義 5
訴えとは (5)／事例の説明 (5)
- II 「訴えなければ裁判なし」の原則 5
- III 訴えの種類 6
訴えの3類型 (6)／給付の訴え (6)／確認の訴え (7)／
形成の訴え (8)／形成の訴えと確認の訴えとの区別 (9)
- IV 訴え提起の方法 11
訴状の作成と提出 (11)／訴状審査 (12)／訴状の送達 (13)
■ サンプル 訴 状・答弁書

Lesson 3 訴え提起の効果 ————— 16

- I 基本的な効果 16
訴訟行為としての訴え (16)／訴訟係属 (16)
- II 裁判上の請求による時効の完成猶予 16
消滅時効の完成 (17)／時効の完成猶予 (17)
- III 二重起訴の禁止 19
趣 旨 (19)／要 件 (19)／効 果 (20)

Lesson 4 裁判所と管轄 ————— 21

- I 管 轄 21
管轄とは (21)／職分管轄 (21)／事物管轄 (22)／土地管轄 (22)

- II 管轄の合意 25
趣旨 (25) / 管轄の合意の要件 (26) / 管轄の合意の効果 (27)
- III 移送 27
定義 (27) / 管轄違いの場合の移送 (28) / 裁量移送 (28) /
管轄ルールの弾力化 (29)

Lesson 5 当事者 1 31

- I 形式的当事者概念 31
- II 当事者権の保障と手続の中断 31
手続の中断・受継 (31) / 訴訟が終了する場合 (32)
- III 当事者の確定 33
問題となる場面 (33) / 考え方 (34) / 事例の解決 (35) /
訴状の当事者欄の訂正と任意的当事者変更 (36)

Lesson 6 当事者 2 38

- I 当事者能力 38
当事者能力 (38) / 権利能力のない社団の当事者能力 (38)
- II 訴訟能力・法定代理 39
訴訟能力 (39) / 訴訟能力が制限される場合 (40)
- III 訴訟代理 42
訴訟委任による訴訟代理 (42) / 法令による訴訟代理人 (43) /
補佐人 (43)

Lesson 7 訴訟物・訴訟上の請求 45

- I 訴訟物概念 45
定義 (45) / 訴訟物概念の役割 (45) / 訴えの定義と訴訟物 (45)
- II 給付訴訟の訴訟物 46
請求権競合 (46) / 請求権競合があるときの訴訟物 (47) /
請求権競合がないときの訴訟物 (47)
- III 確認訴訟・形成訴訟の訴訟物 48
確認訴訟の訴訟物 (48) / 形成訴訟の訴訟物 (49)
- IV 訴訟物論争 49
訴訟物論争とは (49) / 各説の適用結果 (50) / まとめ (51)

Lesson 8 訴訟要件1 52

I 訴訟要件 52

定義 (52) / 種類 (52) / 訴訟要件の調査 (53)

II 訴えの利益 55

定義 (55) / 現在給付の訴え (56) / 将来給付の訴え (56) /
確認の訴え (59) / 形成の訴え (64)

Lesson 9 訴訟要件2 66

I 当事者適格 66

当事者適格とは (66) / 給付訴訟の当事者適格 (66) /
確認訴訟の当事者適格 (67) / 形成訴訟の当事者適格 (67)

II 第三者の訴訟担当 68

第三者の訴訟担当 (68) / 法定訴訟担当 (68) / 任意的訴訟担当 (70)

Lesson 10 民事訴訟の審理における裁判所と当事者の役割分担 76

I 職権主義と当事者主義 76

II 職権進行主義 76

趣旨 (76) / 内容 (77) / 職権進行主義と当事者の関係 (77)

III 弁論主義 78

弁論主義 (78) / 事例の解決 (79)

Lesson 11 口頭弁論 80

I 基本事項の整理 80

口頭弁論とは (80) / 当事者の主張 (80)

II 必要的口頭弁論の原則 81

III 口頭主義、直接主義、公開主義 82

口頭主義 (82) / 直接主義 (83) / 公開主義 (84)

IV 当事者の欠席と手続の進め方 85

規制の必要性 (85) / 当事者の出席を要しない場合 (85) /
最初にすべき口頭弁論期日の欠席 (86) /
最初にすべき口頭弁論期日で欠席した被告が争わない場合 (87) /
その後の口頭弁論期日の欠席 (89) / 訴え取下げの擬制 (90)

Lesson 12 弁論主義 91

- I 定義 91
- II 弁論主義の3原則 91
 - 3つの原則 (91) / 弁論主義の第1原則 (92) /
 - 弁論主義の第2原則 (93) / 弁論主義の第3原則 (94)
- III 第1原則の適用対象 95
 - 主要事実、間接事実、補助事実 (95) /
 - 第1原則は「主要事実」のみに適用される (96)
- IV 裁判所の釈明権・釈明義務 97
 - 定義 (97) / 積極的釈明と消極的釈明 (98) / 釈明義務 (98)
- V 弁論主義の合理性 99

Lesson 13 審理の充実と訴訟促進のための手段 101

- I 審理の充実、促進の必要性 101
- II 適時提出主義 102
 - 攻撃防御方法 (102) /
 - 口頭弁論の一体性と随時提出主義・適時提出主義 (103) /
 - 時機に後れた攻撃防御方法の却下 (103)
- III 書面による弁論の準備 104
 - 書面主義による口頭主義の補充 (104) / 準備書面 (104)
- IV 争点及び証拠の整理手続 105
 - 手続の目的 (105) / 種類と特徴 (105) / 手続の担当主体 (106) /
 - 要証明事実の確認 (106) / 結果陳述 (106) /
 - 争点整理手続が終わった後の攻撃防御方法提出に対する規制 (107)
- V 計画審理 108
- VI 専門委員 109
- VII 当事者照会 109

Lesson 14 証明と証拠 111

- I 証明とは何か 111
 - 証明の必要性 (111) / 証明と疎明の区別 (111) /

- 厳格な証明と自由な証明 (111) / 証明の構造 (112)
- II 証明に至るプロセスと自由心証主義 112
自由心証主義 (112) / 証拠能力 (114) / 証拠力の自由評価 (115)
- III 自由心証主義と証明度 116
経験則に基づく事実認定 (116) / 民事訴訟の証明度 (116) /
科学的な問題と証明 (116)
- IV 証明の対象 118
争いがない事実と争いがある事実の区別 (118) /
裁判所に顕著な事実 (118) / 経験則 (118)
- V 裁判上の自白 119
定義 (119) / 自白の持つ訴訟法上の意味 (119) /
裁判上の自白の要件 (120) / 自白の撤回が許される場合 (123) /
擬制自白 (125)

Lesson 15 証明責任 127

- I 証明責任 127
証明責任 (客観的証明責任) (127) / 弁論主義と証明責任 (128)
- II 証明責任の分配 128
証明責任は当事者の双方に分配される (129) /
分配の基準 (129) / 事例の解決 (131)
- III 証明責任の転換・法律上の推定 131
証明責任の転換 (131) / 法律上の推定 (132)
- IV 事実上の推定 134
事実上の推定 (134) / 表見証明 (134)

Lesson 16 証拠調べ 1 136

- I 総論 136
証拠方法と証拠調べの種類 (136) / 証拠調べの手続 (136)
- II 証人尋問 137
定義 (137) / 証人能力 (138) / 証人の義務 (138) / 証人尋問の方式 (139)
- III 当事者尋問 140
定義 (140) / 当事者尋問と証人尋問の異同 (141) /

当事者尋問の補充性 (141)

IV 書証 141

定義 (141) / 文書の種類 (142) /

文書成立の真正 (形式的証拠力) と実質的証拠力 (143) / 書証の手続 (144)

Lesson 17 証拠調べ 2 ————— 146

I 文書提出命令 146

文書提出命令 (146) / 提出までの手続 (146) /

220条1号から3号までの文書 (147) / 220条4号が定める文書 (148) /

文書提出命令に従わない場合の対応策 (152)

II 鑑定 153

定義 (153) / 鑑定人の地位 (154) / 証拠調べの実施 (154)

III 検証 155

定義 (155) / 検証協力義務 (155)

IV 証拠保全 155

定義 (155) / 証拠保全の申立ての事由 (155) /

証拠保全の証拠開示的運用 (156)

Lesson 18 口頭弁論における当事者の訴訟行為 ————— 158

I Step 1: 原告の申立て 158

訴訟物の確定 (158) / 請求原因事実の確定 (158) /

請求原因事実の具体化 (159) / 請求原因という用語の使い方 (159)

II Step 2: 被告の応答 160

請求の趣旨に対する被告の応答 (答弁) (160) /

請求原因事実の主張に対する被告の応答 (160) / 単純否認と積極否認 (161) /

否認と抗弁 (161) / 制限付自白と予備的抗弁 (162)

III Step 3: 原告の応答 163

抗弁事実の否認 (164) / 再抗弁 (164)

IV まとめ 164

Lesson 19 判決以外の訴訟終了原因 ————— 166

I 概説 166

処分権主義 (166) / 訴訟の終了についての当事者意思の尊重 (166) /

- 効果のちがいがい (166)
- II 訴えの取下げ 167
 定義 (167) / 要件 (167) / 効果 (168) /
 訴えの取下げの合意 (169) / 訴えの取下げと意思表示の瑕疵 (170)
- III 訴訟上の和解 171
 定義 (171) / 要件 (172) / 手続 (173) / 特別な訴訟上の和解 (173) /
 効果 (174) / 訴訟上の和解の無効・取消し (175) / 和解の解除 (176)
- IV 請求の放棄・認諾 177
 定義 (177) / 要件 (177) / 手続 (178) / 効果 (178)

Lesson 20 裁判と判決 180

- I 裁判の種類 180
 判決・決定・命令 (180) / 終局判決と中間判決 (181)
- II 判決の構造 183
 判決に至る過程 (183) / 判決書の方式 (183) / 調書判決 (184)
 ■ サンプル 判決書
- III 判決の効力 184
 判決の自己拘束力 (184) / 形式的確定力 (184) / 確定判決の効力 (186)
- IV 申立事項と判決事項 187
 民事訴訟法246条 (187) / 当事者の申立て (187) /
 数量的な一部認容判決 (188) / 質的な一部認容判決 (188) /
 現在給付と将来給付 (190) / 債務不存在確認訴訟 (190) /
 人身損害賠償請求訴訟 (191) / 246条違反の効果 (192)

Lesson 21 既判力 1—既判力の客観的範囲 193

- I 既判力とは 193
 定義 (193) / 既判力に関する4原則 (193)
- II 原則1：主文と既判力との対応関係 193
 検討の順序 (194) / 同一問題 (同一訴訟物に基づく訴えの繰り返し) (195) /
 先決関係 (196) / 矛盾関係 (197)
- III 原則2：既判力には基準時がある 198
 既判力の基準時 (198) / 事例の検討 (199)
- IV 原則3：既判力は判決理由中の判断には生じない 200

- 原則 (200) / 例外：相殺の抗弁 (201)
- V 形成力と既判力 204
- VI 既判力の正当化根拠 205

Lesson 22 既判力 2 — 既判力の主観的範囲 ————— 207

- I 原則 207
既判力の主観的範囲 (207) / 当事者のみに及ぶ原則 (207)
- II 訴訟担当の場合の被担当者 209
第三者の訴訟担当と既判力の拡張 (209) / 既判力拡張の根拠 (209) /
債権者代位訴訟 (210)
- III 口頭弁論終了後の承継人 211
承継人の定義 (211) / 既判力拡張の根拠 (212) /
承継人に対する既判力の作用 (213)
- IV 請求の目的物の所持者 214
請求の目的物の所持者 (214) / 既判力拡張の根拠 (215)
- V 団体関係訴訟・人事訴訟における判決効の拡張 216
団体関係訴訟 (216) / 人事訴訟 (216)

Lesson 23 一部請求と既判力、信義則による主張の遮断 — 218

- I 一部請求とは 218
一部請求の適法性 (218) / 何が問題か (218)
- II 明示がある場合と明示がない場合の区別 219
明示がある場合 (219) / 明示がない場合 (220)
- III 明示がある一部請求の棄却判決と残部請求 220
考え方 (220) / 事例23 - 4の解決 (221)
- IV 信義則による主張の遮断 221
何が問題か (222) / 信義則による主張の遮断 (223)

Lesson 24 判決効に関する論点 ————— 225

- I 基準時後の形成権行使 225
既判力の基準時 (225) / 基準時後の取消権の行使 (事例24 - 1(1)) (225) /
基準時後の相殺権の行使 (事例24 - 1(2)) (226)

II 反射効 227

何が問題か (227) / 反射効とは (228) / 反射効は認められるか (229)

Lesson 25 複数請求 231

I 複数請求 231

定義 (231) / 2つの区別 (231)

II 請求の客観的併合 231

客観的併合 (231) / 要件 (232) / 請求の単純併合 (232) /
請求の予備的併合 (233) / 請求の選択的併合 (234)

III 訴えの変更 235

訴えの変更とは (235) / 要件 (236) / 手続 (238) /
請求の減縮と拡張 (239)

IV 反訴 240

反訴とは (240) / 要件 (240) / 要件を欠く反訴の扱い (242) /
口頭弁論の分離 (242)

V 中間確認の訴え 242

中間確認の訴え (243) / 要件 (243)

VI 口頭弁論の併合 244

定義 (244) / 併合前の資料の併合後の扱い方 (244)

Lesson 26 共同訴訟 I 246

I 共同訴訟 246

定義 (246) / 共同訴訟の3類型 (246)

II 通常共同訴訟 246

意義 (246) / 要件 (247)

III 通常共同訴訟の審判方式 247

共同訴訟人独立の原則 (247) / 共同訴訟人間の証拠共通 (248)

IV 必要的共同訴訟 249

2つの必要的共同訴訟 (249) / 固有必要的共同訴訟 (250) /
類似必要的共同訴訟 (251)

V 必要的共同訴訟の審判方式 251

合一確定の方法 (251) / 有利な行為と不利な行為 (251) /

共同訴訟人の1人に対する相手方がした訴訟行為 (252) /
中断、中止 (252) / 弁論の分離 (253) / 裁判所の訴訟行為 (253)

Lesson 27 共同訴訟2 ————— 254

- I 共同所有関係と訴訟共同の必要 254
総論 (254) / 総有 (入会権) (255) / 共有 (256)
- II 同時審判の申出がある共同訴訟 257
意義 (257) / 要件 (258) / 効果 (259)
- III 主観的追加的併合 259
定義 (259) / 条文がない主観的追加的併合 (259) /
固有を必要とする共同訴訟の補正 (260)

Lesson 28 訴訟参加・訴訟承継 ————— 262

- I 補助参加 262
補助参加とは (262) / 補助参加の手續 (262) / 補助参加の利益 (263) /
補助参加人の訴訟上の地位 (266) / 参加的効力 (267)
- II 訴訟告知 268
訴訟告知とは (269) / 要件 (269) / 訴訟告知の効果 (269)
- III 独立当事者参加 270
独立当事者参加とは (271) / 詐害防止参加の要件 (271) /
権利主張参加の要件 (272) / 片面的参加 (272) /
独立当事者参加の審判形式 (273) / 手續 (274) / 訴訟からの脱退 (274)
- IV 参加承継・引受承継 275
訴訟の承継 (275) / 参加承継と引受承継 (276) /
参加・引受承継の存在意義 (276) / 承継の原因 (277) /
承継の手續 (279) / 承継後の審判 (279)

Lesson 29 上訴と再審 ————— 281

- I 概説 281
定義 (281) / 違式の裁判 (281)
- II 上訴要件、上訴の効果 282
上訴の構造 (282) / 上訴要件 (282) / 上訴提起の効果 (282) /
上訴の利益 (283)

Ⅲ 控 訴 285

控訴ができる裁判 (285) / 控訴理由 (286) / 不適法な控訴 (286) /
控訴審の構造 (286) / 控訴審の終局判決 (287) / 不利益変更禁止の原則 (287)

Ⅳ 上 告 290

上告ができる裁判 (290) / 上告理由 (290) / 上告提起の手續 (292) /
上告審の審理 (292) / 上告審の判決 (293) / 破棄差戻判決の拘束力 (294)

Ⅴ 抗 告 294

抗告をすることができる裁判 (294) / 抗告の種類 (294) / 許可抗告 (295) /
再度の考案による更生 (295)

Ⅵ 再 審 296

制度趣旨 (296) / 再審事由 (296) / 再審申立ての要件 (296) /
再審の構造 (297)

Lesson 30 訴訟上の相殺 298

I 訴訟上の相殺 (事例1) 298

民法上の相殺 (298) / 訴訟上の相殺 (299)

II 相殺の抗弁と二重起訴の禁止 (事例2) 300

問題の所在 (300) / 類推肯定説 (300) / 類推否定説 (301) / 検 討 (301)

判例索引

事項索引

凡 例

民法、会社法、裁判所法などの基本的な法令の略記は通常の例によった。その他の法令については正式名称または通称で表記した。

民事訴訟法は条文のみ、民事訴訟規則は規則と略記した。